旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十六年十月十七日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第三号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十六年十一月二十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　鈴木　裕也
　生年月日　昭和五十五年五月二十四日生
　旅券申請の際の住所　東京都墨田区上

二、返納すべき旅券
　旅券番号　TK三三九四四〇五
　発行年月日　平成二十二年十一月二十五日
　旅券名義人　鈴木　裕也

三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十五年十一月二十七日、東京簡易裁判所から、詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十六年十月二日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全済生会労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成26年10月20日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年 10 月 17 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道	済生会小樽病院及び済生会西小樽病院
岩手県	北上済生会病院
福島県	済生会川俣病院
茨城県	水戸済生会総合病院
群馬県	済生会前橋病院
埼玉県	済生会鴻巣病院及び済生会川口総合病院
東京都	済生会中央病院
神奈川県	済生会神奈川県病院及び済生会平塚病院
新潟県	済生会三条病院
富山県	済生会富山病院及び済生会高岡病院
三重県	済生会松阪病院
京都府	済生会京都府病院
大阪府	済生会野江病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈良県	済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県	済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥取県	済生会境港総合病院
広島県	済生会呉病院及び済生会広島病院
山口県	済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福岡県	済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会飯塚嘉穂病院、済生会大牟田病院及び済生会二日市病院
佐賀県	済生会唐津病院

公　告

諸　事　項

公　示　送　達

特許法第191条（意匠法第68条第５項及び商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所	氏名	送達する書類 事件の表示	書類名
大阪府大阪市西成区南津守４丁目４番23号　アルファイングマンション202号室	児美川節子	特願2008―312690	拒絶査定の謄本
沖縄県浦添市城間３丁目26番15―403号　明幸ハイム	嘉陽　美幸	特願2010―255344	却下理由通知書
東京都北区滝野川４の18の１　フラット摩耶101号	北村　修一	特願2013―217813	出願却下の処分
広島県広島市中区舟入川口町13番12―204号	祐原　國文	特願2013―218056	〃
宮城県仙台市太白区向山１丁目20―18	栗山　岬	意願2013―028986	登録査定の謄本
埼玉県越谷市宮本町３丁目29番地　コーポ佐藤II―103号	山本　憲治	商願2007―108006	出願却下の処分
〃	〃	商願2007―108007	〃
東京都港区三田１―11―19　芝パークプラザ102	土井　祐治	商願2013―044648	〃
大阪府東大阪市横沼町３丁目13番18号	村田　夏帆	商願2013―055543	拒絶査定の謄本
〃	〃	商願2013―055544	〃
〃	〃	商願2013―055545	〃
東京都台東区東上野三丁目21番２号　越前ビル203	株式会社ワールドサーカス	商願2013―064363	出願却下の処分
福岡県飯塚市立岩1003―２	西牟田弘之	商願2013―095759	拒絶査定の謄本
沖縄県島尻郡南風原町字大名126番地　サンハイツ光505	株式会社シュガーローブ	商願2013―103236	手続補正指令書（方式）
東京都中央区八丁堀３丁目14―２　東八重洲シティービル３階	株式会社グローバートナー	取消2014―300448	審判請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 26 年 10 月 17 日

特許庁長官

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第１３１１号

埼玉県さいたま市浦和区東仲町９―１　時友法律事務所

申立人　時友　公孝

本籍東京都板橋区泉町４番地、最後の住所埼玉県川口市北園町５番18号、住民票上の住所埼玉県蕨市中央３丁目25番１号、死亡の場所熊本県菊池郡大津町、死亡年月日平成14年11月17日、出生の場所北海道夕張市、出生年月日昭和30年３月３日、職業不詳

被相続人　亡　細谷　則幸

催告期間満了日　平成27年４月28日

さいたま家庭裁判所